

No.	ファイル名	質問箇所	質問事項	ご回答	
1	令和8年度学習者用端末共同調達支援事業業務委託仕様書	4業務内容 (1) 令和8年度共同調達会議の運営支援	・共同調達会議の実施にあたり、共同調達会議の事務局を担う三重県教育委員会事務局小中学校教育課等に対し、コンサルティングを行うこと。	共同調達会議を実施するにあたり、市町ごとの異なる調達スケジュールや要望を取りまとめた実績、また、市町間の調整に関する具体的な課題を解決した提案経験は、評価の対象となりますでしょうか。	実績については、参加仕様書「8（1）E「契約実績証明書」等から、総合的に評価します。
2	令和8年度学習者用端末共同調達支援事業業務委託仕様書	4業務内容 (2) 端末共通仕様書の作成、共同調達会議が行う公告・審査等の支援	・県が策定している共通仕様書をもとに、令和9年度以降の端末共通仕様書作成に向けて、事務局及び市町等教育委員会と十分に協議のうえ、機種ごとのOS部会を実施し、共通仕様書を作成すること。	「機種ごとのOS部会を実施」とありますが、こちらについても（1）令和8年度共同調達会議の運営支援と同様に、会議のファシリテーション及び進行、運営全般の支援を行う必要があるという認識でよろしいでしょうか。また、OS部会における運営全般の支援とは、会議リンクの作成（現地開催の場合会議室の手配）、日程調整、資料作成等の全般の運営を行うという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	令和8年度学習者用端末共同調達支援事業業務委託仕様書	4業務内容 (2) 端末共通仕様書の作成、共同調達会議が行う公告・審査等の支援	・必要に応じてメーカーや販売事業者等の調整や他都道府県の共同調達事例等の情報収集を行うこと。	「必要に応じてメーカーや販売事業者等との調整や、他都道府県の共同調達事例等の情報収集を行うこと。」との記載がありますが、他都道府県の事例を収集・活用するには、それ相応の他府県との人的ネットワークを有していることが前提となる認識でよろしいでしょうか。	他府県との人的ネットワークを有していることが必須ではありませんが、必要に応じてメーカーや販売事業者等との調整や他都道府県の共同調達事例等の情報収集を行っていただくことを業務内容に含んでいます。
4	令和8年度学習者用端末共同調達支援事業業務委託仕様書	4業務内容 (5) 県及び市町等教育委員会への研修等の実施	・県及び市町等教育委員会への補助金の処理等に関する研修を実施すること。研修内容については三重県と協議のうえ決定すること。	研修については、市町等教育委員会様が後日確認できるよう録画データや記録を共有、または公開するためのプラットフォームを受託者側で整備する必要があるという認識でよろしいでしょうか。	市町等教育委員会が後日確認できるよう記録等を共有していただくことを想定しています。
5	令和8年度学習者用端末共同調達支援事業業務委託仕様書	7業務遂行体制 (1) 業務担当者等	・契約締結後、速やかに業務担当者及び補助員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び補助員に変更・追加が発生する場合も同様とする。	体制上再委託を含めて提案をした場合における各種“実績”や能力など提案に係る要素については当然のことながら契約主体の企業のみが評価され、再委託先を含めた体制全体が評価されるわけではない認識であるがお間違いないか。つまり、再委託先は業務を遂行する上で提案企業にとって必要であるため委託をしているが、その再委託先企業が直接的な評価をされるわけではないという理解をしている。仮に評価される場合は、再委託企業の関与度を不明瞭なまま大量に組み入れる（所謂名前貸し）の組織を形成することで、仕様要件を満たすような実体のない提案を行ってしまう懸念があり、公平ではないと思慮しているため、確認させていただきたい。	再委託することを禁止するものではないが、本事業を実施するうえで十分な経験と知識を有する者であることを企画提案者の参加資格にしており、企画提案者の企画性、専門性、協働性、事業実施体制、経済合理性を重視して、総合的に判断します。
6	令和8年度学習者用端末共同調達支援事業業務委託仕様書	-	-	本件の業務を行う上で、必要と見込んでいる追加の提案をすることは妨げられるものではない。という理解をしていますが、お間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。